詳細条件審査型一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示
【電子入札対象案件】

標記について、参加を希望する者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

１　掲　示　日　平成29年4月28日（金）

２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　　本部長　岡　雄一

３　担当本部等
　〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
　独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
　総務部 首都圏入札課　電話：03-5323-2208

４　工事概要等
（１）工 事 名　**Ｈ29真砂第一４－４－１号棟他12棟屋根外断熱防水修繕工事**
（２）工事場所　千葉県千葉市美浜区真砂４丁目
（３）工事内容　真砂第一
　（工事対象数量　８階建６棟　14階建７棟　計1024戸）
　屋根防水修繕工事
　外断熱露出アスファルト防水工法又は、外断熱加流ゴム系ルーフィングシート防水工法による全面修繕
（４）工　　期　平成29年７月上旬から平成29年12月中旬まで（予定）
（５）工事の実態形態
　①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事(電子入札対象案件)である。
　②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
　③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
（６）本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
　なお、電子入札システムにより難いものは、東日本賃貸住宅本部長の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出までに上記３の首都圏入札課へ「紙入札方式参加承諾願」を２部提出するこ

と。）

５　競争参加資格

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

（２）当機構東日本地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、「保全建築」又は、「防水」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により保全建築又は、防水の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から４に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（５）工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

　なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

（６）本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

（７）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」、を参照）

（８）当東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

（９）総合評価に係る「施工に関する取組み」等が適正であること。

（10）東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「保全建築」又は、「防水」に対応する工事種別（建築一式工事）についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成19年度以降に当機構（住まいセンター及び住宅管理センターを含む）発注の屋根断熱防水工事又は、屋根防水修繕工事のいずれかの元請けの施工実績を有する者であること。

（11）工事の元請けとして、次の①、②のいずれかの条件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

① 平成19年度以降に完成したＲＣ造又はＳＲＣ造又はＳ造の居住中の共同住宅における屋根断熱防水工事又は、屋根防水修繕工事（ただし、屋根断熱防水工事又は、屋根防水修繕工事に係る部分の工事の請負金額が１件50,000千円以上であり、かつ、建設業法に定める防水の許可を要する工事であること。）の実績を１件以上。

② 平成26年度以降に完成したＲＣ造又はＳＲＣ造又はＳ造の居住中の共同住宅における屋根断熱防水工事又は、屋根防水修繕工事（ただし、屋根断熱防水工事又は、屋根防水修繕工事に係る部分の工事の請負金額が１件25,000千円以上であり、かつ、建設業法に定める防水の許可を要する工事であること。）の実績を３件以上。

(12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

① 一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

② 平成19年度から掲示日の前日までの期間に、上記①の有資格者として上記（11）に掲げる条件を満たす施工実績を有する者であること。

ただし、次のa及びbに掲げる基準を全て満たさない場合は、施工実績を有することとはみなさない。

a 対象工事の着工（現場施工に着手する日）時点で上記①の資格を有していること。

b 対象建築物の着工から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(13) 平成27年４月１日以降に当機構が東日本地区で発注した工事種別「保全建築」又は「防水」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「保全建築」又は「防水」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で保全工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(14) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格

要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

6　総合評価に係る事項

（１）入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別添「Ｈ29真砂第一４－４－１号棟他12棟屋根外断熱防水修繕工事」における「評価項目、評価基準及び得点配分等」のとおりとする。

（２）総合評価の方法

（１）の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点100点を与え、さらに優れた取組み等に（１）により加算点（最大20点）を与える。

評価値＝（標準点＋加算点）/入札価格

（３）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、（２）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（４）提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点)」、「評価せず（加点しない・実施判断は請負者による)」、「不適切（実施不可)」に区分し、入札前に通知することとする。

（５）評価した提案が実施されない場合

落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに入札説明書の別添「施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書」を締結する。

また、「評価する。」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

7　入札手続等

（１）設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（末尾に添付）」を以下の期間に送信し申し込むこと。

※設計図面等の交付方法を、下記①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

②　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

（ただし、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。）

総務部首都圏入札課にてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。3 営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務部首都圏入札課に電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記②の設計図面を紙による有償交付を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間、申込先、送信先、問合先】

受付期間：平成 29 年４月 28 日（金）から平成 29 年５月 19 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで

申 込 先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　　株式会社ブルーホップ

送 信 先：ＦＡＸ：03-5323-4785
（注 この番号は、首都圏入札課の FAX 番号）

問い合わせ先：総務部　首都圏入札課　　電話：03-5323-2574

（２）申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：平成29年４月28日（金）から平成29年５月19日（金）（競争参加

資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記３に同じ。
紙入札による場合は、原本を次に提出する。
〒163-1382　東京都新宿区西新宿６－５－１
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック設計部　ストック設計第１課
電話03-5323-2543

②　資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料は、あらかじめ前日までに提出日時を上記（ストック設計第１課）に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）。

提出期間：上記①と同じ。

提出場所：上記①の紙入札による場所と同じ。

（３）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の日時及び入札書の提出方法

入札日時：平成29年６月22日（木）午前10時から正午まで（予定）

提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

②　開札の日時及び場所

開札日時：平成29年６月23日（金）午前10時00分（予定）

場　　所：東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

８　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金：免除

②　契約保証金：請負金額の10分の１以上を納付。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、低入札調査価格を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の３以上とする。

（２）入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）落札者の決定方法

① 独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 上記（３）①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添２参照）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

（４）本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

（５）平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記７（２）により申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、上記５(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記５(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記５(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

（一般競争参加資格の申請）

① 提出期間：　平成 29 年４月 28 日（金）から平成 29 年５月 10 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

② 申請方法：当機構ＨＰを参照

「http://www.ur-net.go.jp/order/info.html」

問い合わせ先：3 に同じ。

（６）詳細は入札説明書による。

（７）次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況で、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問

等として再就職していること。

（８）当申請書及び資料に関する問い合わせ先

①　申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

ストック設計部　ストック設計第1課　電話　03-5323-2543

②　入札手続きについて

独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部

総務部　首都圏入札課　電話　03-5323-2208

以　上

FAX 申込書

独立行政法人都市再生機構　　東日本賃貸住宅本部

設　計　図　面　等　交　付　申　込　書

申込日：平成　　年　　月　　日

工　事　件　名		**H29 真砂第一４－４－１号棟他 12 棟屋根外断熱防水修繕工事**
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 □　設計図面及び現場説明書等をＣＤによる無償交付で申し込む。 □　設計図面を紙による有償交付、現場説明書をＣＤによる無償交付で申し込む。
申込者	会　社　名	
	住　　所 （送　付　先）	〒　　－
	担当部署名 担当者氏名 連　絡　先	電話番号　　－　　－
その他		

※　図面等を平日正午までにお申込みの場合は、３営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

（ＦＡＸ受領が午後以降の場合は、翌日扱いとなりますのでご注意ください。）

【申　込　先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者　株式会社ブルーホップ

【送　信　先】　ＦＡＸ：03-5323-4785
（注：この番号は、首都圏入札課の FAX 番号）

【問合わせ先】　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部
総務部　首都圏入札課　電話：03-5323-2574

図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。